

確定申告

平成27年分 所得税・町県民税の 申告相談が 始まります

受付は

2月16日(火) ~ 3月15日(火)

所得税および復興特別所得税、
贈与税の申告と納税は3月15日(火)まで
消費税および地方消費税の申告と納税は
3月31日(木)まで
確定申告は正しくお早めに！！

申告は
3/15
までに

申告書は自分で書いて
早めに提出しましょう！

■対象

平成27年中に所得のあった方で

- ・所得税が課税になる方
- ・所得税の申告が必要
- ・町県民税の申告が必要

■確定申告書

昨年の申告内容に基づき、申告が必要と思われる方へ、所得税の申告書は2月初旬に半田税務署が、町県民税の申告書は1月下旬に役場税務課が送付します。また、申告書が届かない方

や新たに申告が必要になった方のために、各会場で申告書を用意しています。

■申告書の作成・提出

所得税の確定申告は自主計算・自主申告が原則です。

自分で申告書を作成し、分からないことがあったら、各会場へお出かけください。(P56)

作成した確定申告書は半田税務署へ、町県民税の申告書は役場税務課へ提出してください。

●確定申告に関する問い合わせ

半田税務署 個人課税部門

☎ 0569(21)3141(代表電話)

【郵送先】

〒475-8686 半田市宮路町50-5

●自動音声案内

税務署の電話受付は、自動音声により案内しています。用件に応じて次の番号を選択してください。

0 所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の確定申告に関する相談(3月17日(木)まで)

1 国税に関する一般的な相談

2 税務署からの照会に関する問い合わせ、職員への相談

●還付申告

●町県民税申告に関する問い合わせ

役場税務課 住民税係

☎ (83)3111 内線112

【郵送先】

〒470-2192(住所不要)

税務課 住民税係

●インターネットで調べる

・国税庁ホームページ

☞ <http://www.nta.go.jp/>

・町ホームページ

広報ひがしうら1月合併号(No.1251)P.3「東浦町議会議長 新年のごあいさつ2016」で編集誤りによる誤植がありました。ご寄稿いただきました山下 享司^{やました きょうじ}議長はじめ関係各位にご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、訂正させていただきます。

お詫びと訂正

■誤り箇所 3段目17行目

【誤】衆議院議員通常選挙 【正】参議院議員通常選挙

申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険料など）、配当所得、譲渡所得などがある方で、平成27年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額より多い方
- ② 年金から所得税が源泉徴収されている方（ただし公的年金などのある方（ただし公的年金など）の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。）
- ③ 給与収入が2千万円を超える方
- ④ 給与を1箇所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2箇所以上から受けている方で年末調整された主たる給与以外の給与の収入額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方
- ⑥ 中途退職をしたことなどにより年末調整を受けていない方

【注意】

申告書提出する方は、次のことに注意してください。

- ・ 所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得を申告する必要があります（分離課税の所得を除く。）。
- ・ 源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、平成28年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から申告用紙を送付しています。また、申告用紙が届かない方であっても、申告が必要になる場合があります。

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得

申告相談に必要なもの

一般的に必要なものです。不足していると申告ができませんので注意してください。詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

- ・ 認め印
- ・ 給与・公的年金などの源泉徴収票 ※原本を提出（必要な方は事前に「ピー」を取っておいてください。）
- ・ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済証明書
- ・ 国民年金保険料の支払証明書または領収書
- ・ 所得税が還付になる方：申告者本人名義の預貯金口座番号の分かるもの
- ・ 農業所得、不動産所得がある方
 - ：作成済みの収支内訳書
- ・ 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方：生命保険料控除証明書（一般・個人年金・介護）、地震保険料控除証明書
- ・ 医療費控除を受ける方：支払った医療費の集計表および領収書（原本）、保険などで補てんされた金額の分かるもの
- ・ 障害者控除を受ける方：障害者手帳や福祉課の証明書など

確定申告書の作成・提出方法

申告書を作成する

所得税の確定申告は自主計算・自主申告が原則です。申告会場は大変混雑しますので、「申告書の手引き」や「国税庁ホームページ」および「町ホームページ」を参考にし、自分で申告書を作成しましょう。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額などが自動計算され、申告書が作成できます。作成した申告書を印刷することで、そのまま提出できます。

申告書を出す

①書面で提出

- ・半田税務署に郵送または持参
- ・※税務署の受付時間外は、時間外収受箱へ投函可
- ・役場申告会場の「税務署行きBOX」に提出

※役場職員による計算確認は一切しません。

②インターネットで提出

e-Taxでは、インターネット

を利用して申告。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をインターネットで送信

詳しくはこちら5へ!

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Taxの操作に関する問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ

☎0570-01-5901 月～金曜日(祝日を除く。) 午前9時～午後5時

確定申告書の作成には
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

所得が「給与・公的年金」のみの方は必見!!

給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

まずは 検索!

確定申告

医療費控除

自分や家族の医療費を多く支払ったとき、医療費控除を受けられる場合があります。

注意 医療費控除で「医療費」は戻りません

医療費控除とは、所得税・町県民税の控除のひとつです。「申告して戻ってくる金額」というのは「税金」であり「医療費」ではありません。申告をすると、所得税および町県民税の税額に影響します。「支払った医療費」とは、その年に現実に支払った医療費です。その年中に治療などを受けたものであっても、支払いが翌年になるものは、翌年の医療費に計上します。大人用のおむつ代を控除の対象とするには、医師の証明書が必要です。ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受けている一定の方は、福祉課のおむつ使用証明書を医師の証明書に代えることができます。

控除額

次の算式で計算した金額を、所得から差し引いて税額を計算します。

控除額
(最高限度額200万円)

支払った
医療費の額

保険金・給付金
などで補てんされる金額 ※1

10万円
または
総所得金額の5%の
いずれか少ない金額

※1…保険金・給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費から差し引いて計算します。なお、補てんされる金額で引ききれなかった金額があっても、ほかの医療費から差し引く必要はありません。

確定申告 相談会場の開設

実際に申告書を記載していく中で疑問や確認したいことがある場合は、次の各会場で申告相談を行っていますので利用してください。

- ① 住吉福祉文化会館
(半田税務署申告相談会場)
 - ② 役場申告相談会場
 - ③ 出張申告相談会場 (各地区コミュニティセンター、藤江は公民館)
 - ④ げんきの郷あぐりカレッジ
 - ⑤ 東海市立商工センター
 - ⑥ 知多市勤労文化会館
- 会場へはできる限り申告される本人がお出かけください。やむを得ない場合は、相談される内容が分かる家族の方でも結構です。



1 住吉福祉文化会館 (半田税務署申告相談会場)



名鉄河和線「住吉町」駅下車 徒歩約5分

■開設時間

午前9時～午後5時

※午後4時以降、混雑している場合は、案内を早めに締め切ることがあります。

■注意事項

- ・開設期間中は、税務署内では申告書の作成指導は行っていません。
- ・駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を利用してください。
- ・作成済みの申告書は、税務署1階の受付窓口へ提出してください。

■問い合わせ

半田税務署 ☎0569-21-3141

※ P2自動音声案内を参照

■開設期間

- ・2月16日(火)～3月15日(火)の平日
- ・2月21日(日)および2月28日(日)

2 役場申告相談会場

■開設期間

2月16日(火)～3月15日(火)の平日

■開設時間

午前8時45分～午後4時(開場は午前8時30分～)

■開設場所

役場 西会議室棟 1階会議室

■対象

給与・年金所得などの方の還付申告を中心にしています。

! 役場で受け付けられない申告

○次に該当する方は、②役場申告相談会場、③出張申告相談会場では申告の相談ができません。①住吉福祉文化会館(半田税務署申告相談会場)、④～⑥税理士による無料税務相談会場へお出かけください。

- ・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・営業所得、譲渡所得がある方

- ・青色申告をする方
- ・消費税、贈与税の申告をする方
- ・分離所得がある方

○開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。また、開設期間を過ぎると所得税の確定申告は役場で相談および受付できませんので、半田税務署へお出かけください。

③ 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター（藤江は公民館）

■とき・ところ

| とき | ところ |
|---------------|---------------|
| 2月1日(月)、2日(火) | 卯ノ里コミュニティセンター |
| 2月3日(水) | 緒川コミュニティセンター |
| 2月4日(木)、5日(金) | 森岡コミュニティセンター |
| 2月8日(月)、9日(火) | 藤江公民館 |
| 2月10日(水) | 石浜コミュニティセンター |
| 2月12日(金) | 生路コミュニティセンター |

■開設時間

午前9時～午後3時

■対象

給与・年金所得などの方の還付申告を中心に行います。



④⑤⑥ 税理士による無料税務相談会場

■ところ・内容・開設日

| ところ | 内容 | 2月 | | | | | | | |
|----------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 17 水 | 18 木 | 19 金 | 22 月 | 23 火 | 24 水 | 25 木 | 26 金 |
| ④ げんきの郷あぐりカレッジ | 申告相談 | | | | | ○ | ○ | | ○ |
| ⑤ 東海市立商工センター | 申告相談 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ 知多市勤労文化会館 | 申告相談 | | | | | | | ○ | ○ |

■開設時間

午前9時30分～正午／午後1時～4時
※会場の混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

■対象

①平成26年分の青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額が300万円以下の方

②消費税の課税事業者である場合は、基準期間（平成25年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方

③給与所得者および年金受給者

■問い合わせ

名古屋税理士会 半田支部
☎0569-26-0730

